

健保加入者の個人情報を取り扱う業務委託先

令和8年6月1日現在

委託業者等名	業務内容
事業主(社会医療法人きつこう会)	事業主が労働安全衛生法第66条並びに労働安全衛生規則第44条の定めに基づき実施する定期健康診査と、当健保組合が高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて実施する特定健康診査並びに健康保険法第150条に基づき実施する保健事業としての健康診査の事業を共同で実施。
社会医療法人きつこう会多根クリニック	特定健康診査・特定保健指導
ユニバーサル・ビジネス・ソリューションズ株式会社	健康保険組合基幹業務システム
ガリバー・インターナショナル株式会社	レセプト点検、柔整レセプト点検
健康保険組合連合会	高額医療給付における交付金交付事業